



教体第689号  
教文第1235号  
令和3年(2021年)8月25日

(公財)熊本県スポーツ協会長  
熊本県高等学校体育連盟会長  
熊本県高等学校野球連盟会長  
熊本県高等学校文化連盟会長  
熊本県中学校体育連盟会長 } 様

熊本県教育長

部活動における各種大会及びコンクール等の新型コロナウイルス感染症  
対策の徹底について(依頼)

平素より本県の教育活動に対しまして、御理解、御協力を賜り、また、各種大会の  
運営等に際しては、感染防止対策に御尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染状況については、全国的に新規感染者数が  
急速に増加しており、本県においても、これまでに経験したことの無い感染拡大の局  
面を迎えております。また、感染力が強いといわれるデルタ株による最近の感染者数  
の増加に伴い、児童生徒等の感染者数についても増加が懸念されることから、県教育  
委員会としましては、別添写しのとおり、さらなる感染防止対策を徹底する中で、部  
活動については、9月12日(日)まで原則中止するなど、活動の制限を各県立学校  
長及び各市町村教育長宛に通知したところです。

つきましては、貴団体において、今後、主催又は共催として開催予定の大会やコン  
クール等に向けて感染拡大防止を最優先に準備されていることと存じますが、現在の  
危機的状況を踏まえ、感染防止対策の徹底が困難な場合は、大会の中止を含めた延期  
及び縮小等の措置を検討していただきますようお願いいたします。

なお、今後の感染状況によっては部活動の中止期間を変更する必要があることを申  
し添えます。

熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課  
学校体育班 担当：鳴瀬  
スポーツ振興班 担当：塚  
TEL：096-333-2711・2710(ダイヤルイン)  
熊本県教育庁教育総務局文化課  
総務班 担当：村上  
TEL：096-333-2704(ダイヤルイン)

写

教人第765号  
教文第1219号  
教高第733号  
教特第269号  
教体第684号

令和3年（2021年）8月24日

各県立学校長 様

教 育 長

県立学校における夏季休業明け始業時の新型コロナウイルス感染症対策の徹底  
について（通知）

このことについては、令和3年（2021年）8月19日付け教高第727号 教特第258号 教体第658号 教文第1190号で通知したところですが、全国的に新規感染者数が急速に増加しており、本県においても、これまでに経験したことのない感染拡大の局面を迎えています。また、感染力が強いといわれるデルタ株による最近の感染者数の増加に伴い、児童生徒等の感染者数についても増加が懸念されます。

一方、学校は、学習機会と学力を保障する役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や居場所・セーフティネットとして身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割をも担っています。

つきましては、学校や家庭においても感染拡大への危機感を共有し、学校や家庭での感染症対策の徹底を図りながら、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等の観点から学校における教育活動を継続するため、先の通知による対応について、下記のとおり、一部変更いたします。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

1 分散登校等の実施について

(1) 熊本市域の県立高等学校

「まん延防止等重点措置」が適用されている地域として、より積極的な対応が必要であることから、令和3年（2021年）9月12日（日）まで、教室内の人数を半分程度にする分散登校を準備が整い次第速やかに実施するとともに、必要に応じて時間短縮や時差登校も可能な限り実施する。また、夏季休業明け始業開始日を遅らせるなど変更することができる。

ただし、最終学年の生徒は、進路決定に向けた大切な時期であり、学びの保障が極めて重要であることから、万全な感染症対策を講じた上で、原則、通常登校とすることができる。

(2) 熊本市以外の県立高等学校

令和3年（2021年）9月12日（日）まで、地域や学校の実情に応じて、時間短縮又は時差登校を実施する。また、夏季休業明け始業開始日を遅らせるなど変更することができる。

なお、熊本市からの通学者が多い場合や地域等の感染状況によっては、分散登校を実施すること。実施の際は、校長は教育委員会（関係課）と事前に協議すること。

### (3) 県立特別支援学校

令和3年(2021年)9月12日(日)まで、万全な感染症対策を講じた上で、原則、通常登校とする。

なお、地域等の感染状況や隣接する医療機関等との協議によっては、臨時休業または分散登校等を実施できるものとする。実施の際は、校長は教育委員会(関係課)と事前に協議すること。

#### 2 学びの保障について

分散登校を実施する学校においては、児童生徒等が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、各学校の教育課程に基づいて指導計画を見直し、特別の時間割を編成し、登校しない日の家庭学習については課題を課すことやオンライン等による学習支援を行うなど適切に対応すること。(別添の「オンライン等による学習の対応について」も参照すること。)

また、濃厚接触者や感染不安など、やむを得ず登校できない児童生徒等に対してもオンライン等による学習支援を行うこと。

#### 3 教育活動上の留意事項について

##### (1) 対面で行う授業等の対応

ア 各教科等において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動(『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver. 6)』P54参照)は行わないこと。

イ 職業に関する教科の実習等については、令和2年(2020年)9月2日付け教高第658号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するQ&Aについて(通知)」で示されている感染症対策を再確認し、指導にあたっての参考とすること。

##### (2) 学校行事等の対応

期間内においては、校外における活動は、原則実施をしないこと。ただし、進路等に関係する必要な活動については、事前に教育委員会(関係課)と協議することで実施することができる。

また、校内における学校行事等についても、中止または延期、縮小を含め、学校や地域の感染状況等も踏まえ、実施の可否を慎重に判断すること。

体育大会・運動会を実施する場合は、半日開催や無観客開催、「児童生徒が密集する活動、近距離で組み合ったり、接触したりする活動」を控えたプログラム設定を検討するなど感染症対策に万全を期すこと。

始業式等については、放送等での実施を検討し、体育館等で一堂に会する式典形式での実施はしないこと。

##### (3) 部活動の対応

部活動は、令和3年(2021年)9月12日(日)まで、原則中止とする。

ただし、公式大会に参加する部活動に限り、大会2週間前から必要最小限の日数、時間及び人数で行うことができる。

また、その際は、児童生徒本人と保護者の意向を十分に確認して、同意を得た上で活動し、参加を強制することがないように配慮すること。

なお、分散登校を実施する際は、登校日ではない児童生徒が、部活動のためだけに登校して活動することがないようにすること。

#### 4 登校が不安な児童生徒等への対応

児童生徒等や保護者が、感染が不安で保護者から休ませたいと相談があった場合は、令和3年(2021年)7月2日付け教体第443号の出席停止の基準に基づ

き、校長が必要と認める期間を出席停止にするなどの柔軟な取扱いもできるものとする。

5 教職員の新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種

新型コロナウイルスワクチンは、発症を予防する効果が高く、また、重症化を抑制することが期待されることから、県内各市町村において接種が進められていることを踏まえ、教職員に対してワクチン接種の趣旨を周知するとともに、接種を希望する職員が早期に接種できるよう配慮すること。

6 その他

今後、学校におけるクラスターを発生させないため、本通知並びに令和3年（2021年）8月19日付け教高第727号 教特第258号 教体第658号 教文第1190号の内容を遵守し、3つの対策（①家庭での対策、②学校生活での対策、③部活動での対策）の徹底を図ること。

【問合せ先】

- 県立中学校・県立高校に関すること  
高校教育課 石村、米村、大塚、新生  
096-333-2685
- 特別支援学校に関すること  
特別支援教育課 前川、竹永  
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること  
体育保健課 濱本、杉原  
096-333-2712
- 部活動に関すること  
体育保健課 濱本、鳴瀬  
096-333-2712  
文化課 後藤、村上  
096-333-2704
- 教職員に関すること  
学校人事課 横川、上村  
096-333-2694

教義第506号  
教特第269号  
教体第684号  
教人第765号

令和3年（2021年）8月24日

各市町村教育長 様

熊本県教育長

市町村立学校における夏季休業明け始業時の新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

このことについては、令和3年（2021年）8月19日付け教義第495号、教特第258号、教体第658号（以下「前回通知」という。）で通知したところですが、全国的に新規感染者数が急速に増加しており、本県においても、これまでに経験したことの無い感染拡大の局面を迎えています。また、感染力が強いといわれるデルタ株による最近の感染者数の増加に伴い、教職員及び児童生徒等の感染者数についても増加しています。

一方、学校は、学習機会と学力を保障する役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や居場所・セーフティネットとして身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割を担っています。

つきましては、前回通知の「別紙1」「別紙2」を活用して学校や家庭における感染拡大への危機感を共有し、学校や家庭での感染症対策の徹底を図りながら、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等の観点から学校における教育活動を継続するとともに、下記の事項について、貴管下の各公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に対して周知及び指導をお願いします。

なお、今後のまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

1 夏季休業明け始業時の対応について

地域の感染状況や学校の実情に応じて、始業日の延期、時差登校や時間短縮等について適切に対応すること。

（時差登校の例）小学校において、A地域は午前8時30分、B地域は午前9時30分に始業

中学校において、3年生は午前8時30分、2年生は午前9時、1年生は午前9時30分に始業

（時間短縮の例）小学校において、45分授業を40分授業に変更し、給食後に下校

2 学びの保障について

出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等が、学習に著しい遅れが生じることのないよう、登校しない日の家庭学習については、各学校の教育課程に基づいた課題を課すことやオンライン等による学習支援を行うなど適切に対応すること。

（別添の「オンライン等による学習の対応について」も参照すること。）

### 3 教育活動上の留意事項について

#### (1) 対面で行う授業等の対応

ア 各教科等において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver. 6）』P54参照）は行わないこと。

イ 特別支援学校における職業に関する教科の実習等については、令和2年（2020年）9月2日付け教高第658号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するQ&Aについて（通知）」で示されている感染症対策を再確認し、指導にあたっての参考とすること。

#### (2) 学校行事等の対応

校外における活動は、地域の感染状況等を踏まえ、感染症対策の確実な実施や保護者などの理解・協力を前提に、検討を行うこと。

また、校内における学校行事等についても、中止または延期、縮小を含め、学校や地域の感染状況等も踏まえ、実施の可否を慎重に判断すること。

特に、始業式等については、放送やオンライン等での実施を検討し、体育館等で一堂に会する場合は、人と人の距離の確保等、感染防止対策を徹底すること。

体育大会・運動会を実施する場合は、半日開催や無観客開催、児童生徒等が密集する活動、近距離で組み合ったり、接触したりする活動を控えたプログラム設定を検討するなど感染症対策に万全を期すこと。

#### (3) 部活動の対応

9月12日（日）まで、部活動は原則中止とすること。

ただし、公式大会に参加する部活動に限り、大会2週間前から必要最小限の日数、時間及び人数で行うことができる。

なお、その際、児童生徒本人と保護者の意向を十分に確認して、同意を得た上で活動し、参加を強制することがないように配慮すること。

また、分散登校で登校日ではない児童生徒が、部活動のためだけに登校して活動することがないようにすること。

### 4 登校が不安な児童生徒等への対応

児童生徒等や保護者が、感染が不安で保護者から休ませたいと相談があった場合は、令和3年（2021年）7月2日付け教体第443号の出席停止の基準に基づき、校長が必要と認める期間を出席停止にするなどの柔軟な取扱いもできるものとする。

### 5 教職員の新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種

新型コロナウイルスワクチンは、発症を予防する効果が高く、また、重症化を抑制することが期待されることから、県内各市町村において接種が進められていることを踏まえ、教職員に対してワクチン接種の趣旨を周知するとともに、接種を希望する教職員が早期に接種できるよう配慮すること。

### 6 その他

本通知及び前回通知の内容を遵守し、3つの対策（1 家庭での対策、2 学校生活での対策、3 部活動での対策）の徹底を図ること。

【問合せ先】

- 市町村立学校に関すること  
義務教育課 藤岡、松山、平野  
096-333-2688
- 特別支援学校及び特別支援学級に関すること  
特別支援教育課 前川、竹永  
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること  
体育保健課 濱本、杉原  
096-333-2712
- 部活動に関すること  
体育保健課 濱本、鳴瀬  
096-333-2712  
義務教育課 塩村、小原  
096-333-2689
- 教職員に関すること  
学校人事課 平井、池田  
096-333-2695